

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例
(平成18年6月19日京都市条例第10号) (建設局道路部放置車両対策課)

次のとおり、本市が道路の附属物として設置する駐車場に自転車及び原動機付自転車を駐車させる者の利便の増進を図るため、前払式駐車券を発行することができることとするとともに、京都市御陵駅北自転車駐車場及び京都市小野駅自転車駐車場に原動機付自転車を駐車させることができることとするに伴い、これらの駐車場の名称を変更し、及びこれらの駐車場について原動機付自転車に係る駐車料金の限度額を定めることとしました。

1 前払式駐車券の発行

前払式駐車券の交付を受けようとする者は、その券面額からその1割に相当する額の範囲内の額を割り引いて市長が定める料金を納入しなければならないこととします。

なお、前払式駐車券については、当面、京都市山科駅自転車等駐車場の利用分に限り発行します。

2 駐車場の名称の変更

改正前	改正後
京都市御陵駅北自転車駐車場	京都市御陵駅北自転車等駐車場
京都市小野駅自転車駐車場	京都市小野駅自転車等駐車場

3 駐車料金の限度額

京都市御陵駅北自転車等駐車場及び京都市小野駅自転車等駐車場における原動機付自転車に係る駐車料金の限度額は、1日1回につき250円とします。

この条例は、平成18年7月1日から施行することとしました。ただし、上記1の改正は、同年6月19日から施行することとしました。

なお、定期駐車券の発行等の準備行為は、この条例の施行前においても行う

ことができることとしました。

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年6月19日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第10号

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「回数券」の右に「若しくは前払式駐車券」を加える。

第4条の見出し中「回数券」の右に「及び前払式駐車券」を加え、同条中「回数券」の右に「又は前払式駐車券」を加える。

別表第1京都市御陵駅北自転車駐車場の項中「京都市御陵駅北自転車駐車場」を「京都市御陵駅北自転車等駐車場」に改め、同表京都市小野駅自転車駐車場の項中「京都市小野駅自転車駐車場」を「京都市小野駅自転車等駐車場」に改める。

別表第2京都市出町駐車場、京都市国際会館駅自転車等駐車場、京都市山科駅自転車等駐車場及び京都市桂駅南自転車等駐車場以外の駐車場の項を削り、同表京都

市出町駐車場の項中 「 150 」 を 「 150^円 」 に改め、同

表京都市国際会館駅自転車等駐車場、京都市山科駅自転車等駐車場及び京都市桂駅南自転車等駐車場の項を次のように改める。

京都市国際会館駅自転車等駐車場, 京都市山科駅自転車等駐車場, 京都市御陵駅北自転車等駐車場, 京都市小野駅自転車等駐車場及び 京都市桂駅南自転車等駐車場	自 転 車	1日1回	150
	原動機付自転車		250
そ の 他 の 駐 車 場	自 転 車	1日1回	150

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 定期駐車券の発行その他京都市御陵駅北自転車等駐車場及び京都市小野駅自転車等駐車場の駐車料金を徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(建設局道路部放置車両対策課)